

同和問題特集



# 区のお知らせ

## 足立区

足立区千住一丁目50番(882) 1111  
編集・発行/足立区役所

- 1 面  
同和問題を正しく理解しよう
- 2 面  
自分の問題として同和問題を考えよう・同対審査申請について

## 同和問題を正しく理解しよう

十二月四日から十日までは人権週間です。憲法が、国民は法のもとに平等であり、差別されないことと定めてから三十余年の今日、まだ基本的な人権を完全に保障されていない人たちがいるのです。同和問題を私たちの問題として考え、解決に努力していきましょう。



すべての人が、生まれながらにして自由であり、平等であることは、私たちにとって当然の願いです。また、人は誰でも、自らの意志でより幸せな、生きがいのある生活を

江戸時代徳川幕府は、民衆が団結し支配者に反抗したり、新しい支配者が出るのがないようにと身分を定め世襲制としました。武士を一番上の身分とし、その下に民衆が農・工商「エタ」「非人」の順で置かれました。

年貢をより多くとり立てるために、農民を一番上に置き、最下層に「賤民」を置いて、自分たちよりもまだ下の身分の者がいるんだということ、農・工・商の人たちの不満をやわらげ、抵抗をなくす方法がとられたのです。呼称も「エタ」「非人」とし、生活条件の悪い場所に住まわせたり、賤しいとされた職業を強制したわけです。「非人」は最下級で

送りたいと願っています。人間の持つてゐる当然の願望を実現するために、欠くことのできない権利が「人権」であるわけです。

憲法では、国民の権利として、たぐさんのことを規定しています。参政権をはじめとして、人間にとって基本的な権利を、つよく明確に定めています。

特に、第十一条では、国民はすべての基本的な権利の享有を妨げられないと、この憲法が国民に保障する基本的な権利は、侵すことのできない

## 同和地区はなぜ出来たか

に組立てられていたのです。このように同和地区は、時の支配者によって、人為的政治的に作られたものです。近代になり明治四年に解放令が

永久の権利であり、現在および将来の国民に与えられと規定して、人権は、だれからも侵されない、また侵してはならない、永久不変の基本



すべての人が平等であり、自由であることは、憲法で保障された基本的人権です。

ところが、同じ日本人でありながら、被差別部落で生まれ育つたというだけで、いわれのない差別をうけて、いちいち人権を侵されてい

かえって、今までなかった兵役や税金が、平民になったのだからと、新しく課せられました。国がこうした方針をとったのは遅れて近代社会の仲間入りをした日本が、外国に早く追いつくように、富国強兵の政策をとるうたからです。そうした人びとによって、仕事も満足しない部落の存在は、自分達の方がまだましなのだと思えたのでした。

的な権利であることを明記しています。第十四条には、すべての国民は人種、信条、性別、社会的身分または門地によって、政治的、経済的、社会的関係において差別されないことと規定し、平等の大原則を宣言しています。

最近でも、全国の同和地区(被差別部落)の所在と新旧両地名および世帯数などが記載された「地名総鑑」が発行され、購入した企業があるという事件がありました。

現在日本は、民主主義国家として力強い前進を続けています。自由であり平等であるという私たちの基本的権利は、確実に守られ生活して行けると、誰でも考えています。しかし、実際にはまだ差別が残されているのです。

昭和三十六年十二月、内閣総理大臣が同和对策審議会に対し「同和地区に関する社会的及び経済的な諸問題を解決するための基本的な方針」について諮問しました。

## 差別

差別とはどんなことでしょうか。同和对策審議会が行なった答申には、差別として次のようなものがあるとしています。一つは、心理的差別です。人々の観念や意識のうち潜在する差別。たとえば言葉や文字でいやしんだり、さげすんだりする。非合理的な偏見や嫌悪の感情によって、結婚や交際を拒んだり、就職をこわつたりするなどの行動にあらわれる差別です。二つには、実態的差別です。同和地区の人々の生活実態にあらわ

とからも明らかです。この種の図書等が広く発行され利用された場合、同和地区の出身者の就職の機会均等に重大な影響を及ぼすばかりでなく、結婚問題など種々の差別をひきおこす恐れがあります。また東京A区では、結婚差別事件も発生しています。

昭和四十年八月、同和对策審議会が答申を行いました。これが同対審査申といわれるものです。答申を受けて、昭和四十四年、同和对策事業特別措置法が制定されました。この法律は、国や地方公共団体が「対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権向上」などの強化等をはかることにより、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を、不当にはばんでる諸要因を解消すること」を目標としています。そして「国や地方公共団体は、迅速に計画した同和事業を推進すること」を義務づけるとともに「すべて国民は、同和对策事業の本旨を理解して、基本的な人権を尊重するとともに、同和对策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない

と同和問題の解決は、国民的課題であることを示しています。部落差別は、私たちの身近で現れもしているのです。同じ人間でありながら、生まれた場所によって、誰にでも保障されているはずの基本的な権利を、著しく侵害されている人がいるのです。この同和問題の解決は、国、都、区そして区民が一体となって努力すれば、必ず達成できるものと考えています。私たちの区でも、いろいろな同和对策事業を行なっています。区民の皆さんにも、この施策について十分ご理解をいただき、ご協力くださるようお願いいたします。

同和問題についてのお問い合わせは、区役所同和对策担当まで

# 自分の問題として 同和問題を認識しよう

「いまの民主主義の世の中に、部落差別なんて、聞いたこともない」  
「この東京に今頃部落差別なんて」とお考えの方がいらつしやると思います。  
そこで、一昨年、都内のA区で起きた、娘の結婚を心配した母親の差別事件を中心に、この問題を考えよう。

## 身近な結婚差別の実態

A区の母親が、B市に住む青年と娘が、ハワイ旅行で知り合い交際を続け、結婚に進むのではないかと心配し、青年の身元調査を興信所に依頼しました。

これを知った青年は、父が被差別部落出身であること、差別の不当性を涙ながらに娘の母親に訴えました。  
これを聞いて、娘は「心を動かされ同情した」ようですが、母親は、「大変驚き、家中で悩み」、「この縁談には反対」を表明し、さらに青年の出身や親族関係を確かめるため、本籍地のC市に二度にわたって戸籍簿の交付を請求しました。  
C市では簿本は交付できない旨返事をすると同時に、結婚差別的な命を絶つ例もあるため、事態を重視し、両親の説得と事実調査のため幹部職員を特使として東京のA区に派遣しました。

このC市とA区の説得に対して母親は、部落差別が現存する社会を認め、だからこそ娘が犠牲になることはない、と結婚を認め、さらに興信所に部落調査を依頼するのは常識だ、と主張しました。  
この事件はその後の調査で青年と娘は結婚を前提とした交際ではなかったこと、母親が差別の悲惨を知りながら、自分も差別者になっている認識がないこと、などが明らかになりました。

## ここが問題(差別)なので

この事件で問題(部落差別)となるところは、母親のC市長に対して手紙や、市役所幹部の説得に行なった発言などから次のように指摘できると思います。  
▽部落出身者を結婚対象から排除するため、興信所に調査依頼をし、戸籍簿本の請求をしたこと。  
▽青年から「出身者」だと聞き、大変驚き、家中で悩んで結婚に反対したこと。  
▽娘が出身者と結婚すれば妹達の結婚にもさしおさる、という発言。  
▽部落に対する差別はなくならないだから娘が犠牲になることはない、という考えに基づく行動。  
このほかまだ数々の問題発言があり、ますが、いずれも母親の幼い頃に見聞したときに植えつけられた根深い差別観念、偏見がその根底にあったのです。

ふるさとと 丸岡忠雄

「ふるさとをかくす」ことを父は  
けものような鋭さで覚えた

ふるさとをあばかれ  
ふたたびかえらぬ友がいた  
ふるさとを告白し  
許婚者に去られた友がいた

わが子よ  
おまえには  
胸張ってふるさとを名のらせたい  
腫をあげ 何のためらいもなく  
「これが私のふるさとです」と名のらせたい

(東京都教育委員会編集発行  
「みんなの幸せをもとめて」より)

## 差別をなくすために



関係市区は協議のうえこの事件を「露骨な差別観念から、幸せに生きていく(青年や家族)基本的な人権を侵害した悪質な差別事件である」と認定し、当事者に対する指導、啓もうを何回となく行ないました。  
最初は反抗的態度で応じなかった母親も、区の熱心な指導によって、その後自分の差別的意識の誤りを反省し、自から参考図書を購入し、正しい同和問題と基本的人権について認識を深めるようになりました。

このような差別事象は単にA区だけでなく、どこにでも起り得ると思えます。そこで部落差別のない社会を実現するためにはどうすればよいでしょうか。  
第一に正しく同和(部落)問題を認識することです。これは歴史や現実のなかから学ぶことができます。それによって理由のない偏見を払拭のみではかえって差別の助長になりかねません。  
そこで第二に、差別を許さない人間にまで自己を高めることが重要です。差別を許すことは、人間を冒瀆したことになるのです。  
そして国民一人ひとりが自からの問題としてこれを理解し、積極的に人権を守る人間として行動することが差別をなくするために期待されるのです。

## 同和対策審議会の答申について

区民の皆さんに同和問題を正しく理解していただくために、同和対策事業推進のもとになった「同和対策審議会答申」がどうしてできたか、どんな内容なのかを、お知らせします。ごらんのうえ同和問題についてご理解ご協力くださる様お願いいたします。

## 答申が できるまで

昭和三十三年一月二十四日東京の四谷にある主婦会館で、部落解放史上はじめて、政府、政党、民間団体文化人の各代表が参加して部落解放国策樹立要請国民会議が結成され、政府や国会に向けて、国策樹立要請運動が強力に推進されました。  
その結果、昭和三十五年の第三十五回臨時国会で、人権尊重の建前から、同和対策審議会設置法案を、内閣委員会に所属する政党内閣提案し、出席者の全員一致をもって、可決しました。

の認識) 第二部(同和対策の経過) 第三部(同和対策の具体策) および前文では、答申にとりくむ審議会の姿勢と、審議経過が書かれています。

とくに、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障されている基本的人権にかかる課題であると、高い次元でこの問題をとらえ、早急な解決こそ国責務であり同時に国民的課題であると結び、解決の必要性を強調しています。

## 積極的な 対策を

第二部は、部落改善と同和対策、解放運動と融和対策。現在の同和対策とその評価という三つからなっています。  
現在までの同和対策にふれ、同和問題の根本的解決に対する、政府の姿勢の欠除を指摘し、今後のあり方として、地区の特性に即応した総合対策として、地区住民の自主的運動と調和を保ち、積極的に諸施策を実施することを提言しています。

第三部では、同和対策の基本的目標を示しています。  
総合対策としての同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護の五つの柱をたて、具体案を提示しました。

## 同和対策は 国の責務

結論として、同和対策を国の責務とし、政策の中に明確に位置づけることとし、同和対策として実施する諸施策に対する制度的保障として、特別措置法の制定、審議会の設置、地方公共団体に対する財政的助成措置、総合計画の策定などが提言されました。

以上が同和対策審議会の答申、いわゆる「同和答申」といわれている内容の概要ですが、この答申がもとになり、答申の完全実施を求める全国の同和地区の人々を中心に自治体を含めた大きな国民運動となつて、政府や国会を動かし、昭和四十四年七月十日「同和対策事業特別措置法」が制定され施行されたので

## 基本的 人権問題

答申は、前文、第一部(同和問題